

国労本部電送 No. 143	発信日 2024年2月6日	発信 企画部	責任者	受領者
-------------------	------------------	-----------	-----	-----

闘争指示第46号

2024年2月6日

エリア本部
各 闘争委員長 殿
地方本部

国鉄労働組合
中央闘争委員長 松川 聡

『2024年春闘勝利！3・5国労中央総決起集会』 へのリモート参加にあたっての諸注意と 各地方における取り組みの強化について

本部120号（闘争指示第35号1/9付）にもとづき、「2024年春闘勝利！3・5国労中央総決起集会」へのリモート参加について、以下の取り扱いとし、あわせて各地方における取り組みの強化を指示する。よって、各級機関も集会参加者へ周知されたい。

記

1. リモート集会参加の事前準備について

- リモートによる参加の場合は所属するエリア本部ならびに地方本部および地区本部事務所におけるオンラインの接続を基本とする。なお、本部の通信用ツールとして「Microsoft Teams」による『Web会議方式』を使用する。
- オンラインにより中央総決起集会に参加するためにはメールアドレスの登録が必要となるため、各機関はリモート集会参加で使用するメールアドレスを下記欄に記入の上、2月末日までに本部に報告のこと（別紙一覧通りにすでにアドレス登録している機関は除く）＜集会参加用アドレス送り先＞ kokuro-honbu@kokuro.net

リモート集会参加用メールアドレス報告

機 関 名	
連絡先・電話	 ()
E メールアドレス	@

※ 集会への参加は基本的に各エリア本部・地方本部・地区本部事務所におけるPC（タブレット）等の通信機器の接続に限る。但し、やむを得ない事情により、事務所までの移動が困難な場合には本部まで届け出ること。

2. リモート集会参加の接続設定について

(1) リモート集会参加接続時における【地方機関表示名】の記入名称について

集会参加の前に全機関であらためて別紙に記載した「記入名称」を入力したことを確認のこと。（頭文字に「国労」と入れず、機関名等から直接入力）

※ 画像が名称に切り替わった場合、国労北海道＝国、国労九州＝国、東日本＝東、東京地本＝東、というようにその頭文字のみが重複して表示されるための対策。

(2) マイク設定について

常時「ミュート」（消音）状態を基本とする。

(3) 発言する場合について（「地方からの発言」）

マイクの「ミュート」を解除して声を発するとともに、発声が聞こえないことなども想定し、発声と同時に Teams 内のコントロールバーにある手のひらの形をしたアイコン「手を挙げる」マークをクリックすること。

3. 「2024 春闘勝利！国労中央総決起集会」の進行について

(1) 日 時 2024 年 3 月 5 日（火）14 時～16 時

(2) 場 所 交通ビルB1F会議室

(3) 集会内容 14：00 開会・司会挨拶 木村副委員長

14：05 主催者挨拶 松川委員長

14：10 講演 「公共交通とライドシェアについて」

本田 有氏（全自交労連書記次長）

15：10 2024 春闘に向けた取り組みと各政党要請報告 岩元書記長

15：20 地方からの発言（本会場およびリモート参加）

15：40 決意表明（各 4 分）

エリア本部代表・全国貨物協議会代表
・青年女性行動委員会代表 など
ビデオメッセージ

15：55 閉会挨拶 木村副委員長

16：00 団結がんばろう 山中青年部長

※ 集会資料などは当日までにE-Mailで各地方機関に送付する。

4. 各政党・国会議員への要請行動の集合時間・場所について

本部120号（闘争指示第35号1/9付）1項の「各政党・国会議員への要請行動」の集合時間・場所については、予定通り、当日9時45分に衆議院第2議員会館受付集合とする。尚、国会議員要請行動の参加者については、第5会議室にて意思統一を行った後に、2人1組で議員会館内にて要請行動を行う。

5. 2024年春闘勝利に向けた地方における取り組みの強化と本部への報告について

各地方機関は3・5国労中央総決起集会にあわせた道府県・各地区集会の開催など2024年春闘勝利に向けた職場・地域における取り組みの強化を最大限追求すること。さらに独自に取り組んだ集会や行動等の具体的内容について別紙に記入し、写真等を添付の上、本部まで報告すること。尚、報告内容は国鉄新聞に掲載する。

<報告先> 国労本部電送アドレス E-Mail kokuro-honbu@kokuro.net

NTT-Fax 03-5403-1644 JR-Fax 057-4885

6. その他

旅費の支払いが発生する場合には最寄り駅から組合事務所までの交通費についてのみ支払う。その際、本部旅費規則にもとづいて後日精算するので各地方本部ごとに立替え、組合事務所までの所要区間を記載した「会議旅費請求兼領収内訳表」を添付の上、後日、本部に請求すること。また、リモートで参加する青年・女性部の参加者についても同様の扱いとする。尚、リモート参加にあたり、組合事務所以外の会場を使用する場合の会場費等の諸経費の精算についてはエリア本部への春闘交付金のなかで整理をはかること。

以 上